








1号建物等フロアヒンジ取替

件名	1号建物等フロアヒンジ取替					
図面名称	表紙					
縮尺	-	図面番号	1/2	作成年月日	令和4年	12月16日
業務隊長		管理科長		企画係長		施設管理
		営繕班長		企画係長		管財
						作成者
						防衛技官 平井 秀和 
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科						

仕 様 書

- 1 件 名 : 1号建物等フロアヒンジ取替
- 2 場 所 : 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊 湯布院駐屯地
- 3 概 要 : フロアヒンジ取替 10箇所(両開き扉5組分)調整 1式
- 4 一般事項 :

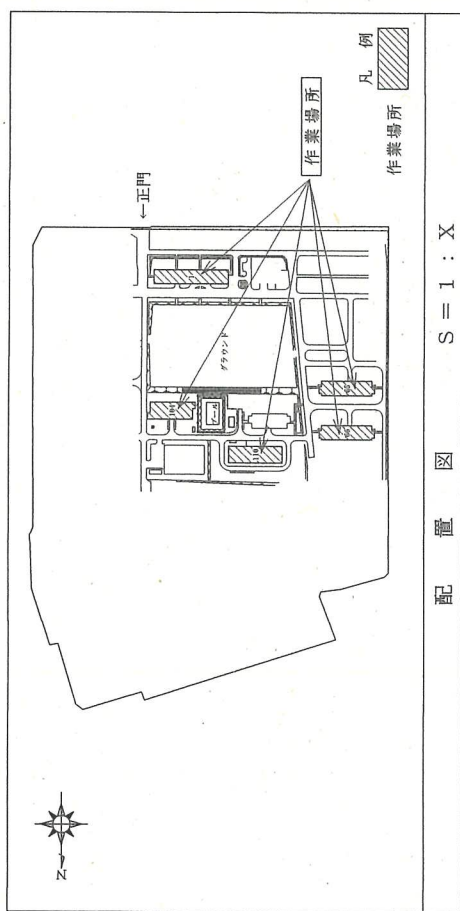
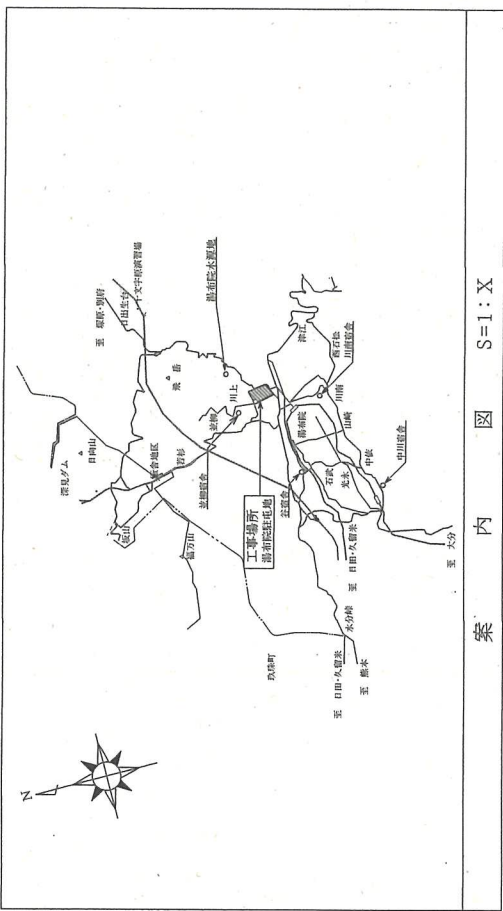
- (1) 本工程は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」及び関係諸法に基づき実施する。
- (2) 本工程は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (3) 写真は、作業前・作業後・主要な施工段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理し、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (4) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (5) 工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。また、隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、請負者が補償、賠償の責を負うものとする。
- (6) 本工程に際し、取り合い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。また、本仕様書及び工事に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
- (7) 工事中の安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等災害及び事故の防止に努める。
- (8) 本工程の施工に伴う駐屯地及び建物等施設への立入り、その他制限事項等は、当駐屯地の諸規則に従うこととし、必要の都度監督官から指示する。
- (9) 工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負者において適切に処分し産業廃棄物管理票(E票)の写しを提出する。

5 特記事項 :

- (1) フロアヒンジ取替に際しては、既設に納まり良く施工し、スムーズに開閉できるように施工する。
- (2) 事前に作業計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。
- (3) 工事実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
- (4) 官側の電気・水道を使用する場合は、使用した料金を徴収する。
- (5) 仕上げ床はタイルもしくはコンクリート等、現状に合わせて完成させるものとする。
- (6) 設置場所及び既設の規格等については、下表のとおり。

設置場所等一覧表

設置場所	既設フロアヒンジ規格	数量	備考
1号建物(業務棟正門)	NEW・STAR NO.HS-I300	2箇所	両開き扉1組分
65号建物	NEW・STAR SI300	2箇所	両開き扉1組分
66号建物	NEW・STAR SI300	2箇所	両開き扉1組分
104号建物	NEW・STAR NO.HS-I300	2箇所	両開き扉1組分
110号建物	NEW・STAR NO.HS211	2箇所	両開き扉1組分



件名	1号建物等フロアヒンジ取替		
図面名称	仕様書・案内図・配置図		
縮尺	-	図面番号 2/2	作成年月日 令和4年12月16日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科			